第3期

笠間市
子ども・子育て支援事業計画

概要版

令和7年3月

茨城県笠間市

1 計画の基本事項

計画策定の背景と趣旨

近年の出生数の急減と少子化の進行に伴う社会経済等への影響が懸念される中、核家族化の進展や地域コミュニティの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加、女性の社会進出による保育ニーズの増加など、こどもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

国では、平成24年に「子ども・子育て支援法」を制定し、平成27年から「子ども・子育て支援新制度」を開始しました。令和5年には「こども未来戦略」を策定し、加速化プランとして経済的支援の強化や、すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充等を推進しています。

本市では、子ども・子育て支援法に基づき、第1期（平成27年度～令和元年度）および第2期（令和2年度～令和6年度）計画を策定し、子育て家庭の多様なニーズに対応する施策を推進してきました。第2期計画の完了を迎えるにあたり、本市の現状と第2期計画の実績等を踏まえ、全てのこどもが健やかに成長する子育て環境づくりに取り組むための計画として「第3期笠間市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

計画の性格と位置づけ

(1)法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法の基本理念（第2条）を踏まえ、同法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

● 子ども・子育て支援法

第61条　市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めるものとする。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」および、こどもの貧困の解消に向けた対策に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」の内容を包含します。

(2)関連計画との位置づけ

本計画は、市政の最上位計画である「笠間市第2次総合計画」の分野別計画のひとつとして位置づけるとともに、県のこども計画、市の関連分野の計画との整合並びに連動を図ります。

(3)計画の期間

計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第 2 期						
●計画策定	第3期笠間市子ども・子育て支援事業計画					
					●計画策定	第 4 期

2 こども・子育て家庭を取り巻く状況

こどもの数（18歳未満）の推移・推計

18歳未満のこどもの数は、令和2年は10,648人でしたが、令和5年以降は1万人を下回り、令和6年は9,577人となっています。年齢別では5歳以下の減少が大きくなっています。

令和５～6年の年齢別男女別変化率で計画期間のこどもの数を推計すると、毎年200～300人減少し、令和9年に9,000人を下回り、令和11年は8,235人と推計されます。

【 こどもの数の推移・推計（各年4月1日現在）】

●実績

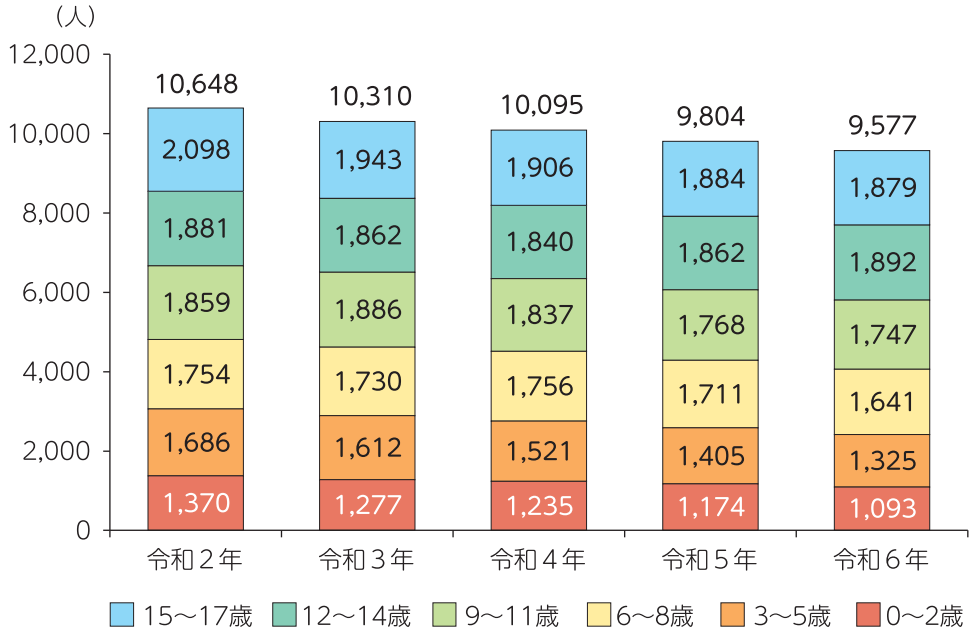

（住民基本台帳）

●推計

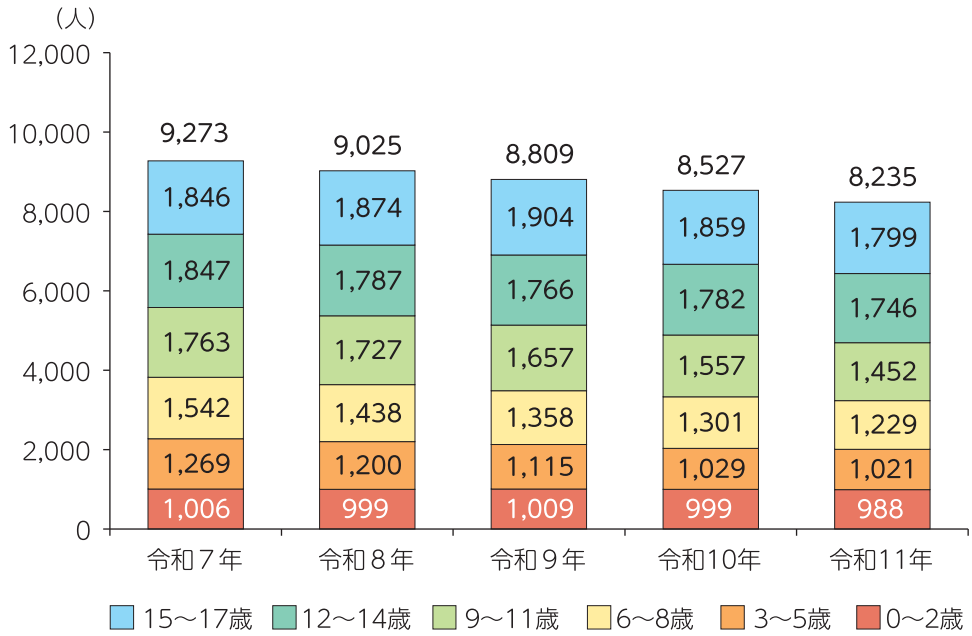

（住民基本台帳人口をもとにコーホート変化率法で推計）

3 計画の基本方針

基本理念

地域みんなで支え合う
子育てのまち 笠間市

地域で支え合う心を大切にし、だれもが子育てを楽しいと感じ、『笠間』でこどもを産み育てて良かったと実感できるまちづくりを目指します。

基本目標

【基本目標1】 教育・保育サービスと地域子ども・子育て支援事業の推進

- 子育て家庭の多様化するニーズの動向を踏まえ、よりよい幼児期の教育・保育環境の整備を推進し、教育・保育の質の向上を図ります。
- 子育て世代に対する支援体制を拡充しながら、子育てサポートと地域の実情に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。

【基本目標2】 総合的な子育て支援の推進とこどもの育成支援

- こどもが心身ともに健やかに成長するために、安心して養育・育児ができるよう、子育て家庭を妊娠期から切れ目なく支援する体制の充実を図るとともに、成長段階にあわせた親子の健康支援を推進します。
- 相談支援や情報提供の充実を図るとともに、子育て家庭の交流や支え合い活動など、地域における子育て支援を推進します。
- 子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- 子育て家庭の仕事と家庭生活の両立を支援するとともに、子育てしやすい環境づくりに取り組みます。
- こどもの居場所や学んだり体験する場の充実をはじめ、こどもの学びと成長を支援する取組を推進します。
- 障がいや発達で支援が必要なこども、ひとり親家庭、児童虐待等の課題を抱える家庭・こどもへの支援体制の充実を図ります。

【基本目標3】 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

- 生活困窮や貧困問題、ヤングケアラーなどを含め様々な課題と生活のしづらさを抱えるこども・家庭を包括的に支援するため、こどもの成長過程に即し、切れ目のない総合的な支援体制を確保し、学習支援・生活支援・経済支援・親の就労支援などの施策を推進するとともに、課題を抱える家庭への支援ネットワークの強化を図ります。

施策の体系

基本目標	方針・事業
1 教育・保育サービスと地域子ども・子育て支援事業の推進	**(1)教育・保育提供区域**
	(2)教育・保育の見込み量と提供体制
	(3)地域子ども・子育て支援事業の提供体制等 ①利用者支援事業 ②延長保育事業(時間外保育事業) ③実費徴収に係る補足給付を行う事業 ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ⑤放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) ⑥子育て短期支援事業 ⑦乳児家庭全戸訪問事業 ⑧養育支援訪問事業　子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ⑨地域子育て支援拠点事業 ⑩一時預かり事業 ⑪病児保育事業 ⑫子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) ⑬妊婦に対して健康診査を実施する事業 ⑭子育て世帯訪問支援事業 ⑮児童育成支援拠点事業 ⑯親子関係形成支援事業 ⑰妊婦等包括相談支援事業 ⑱乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) ⑲産後ケア事業
	(4)教育・保育の一体的提供等の推進 ①認定こども園への移行促進 ②質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進 ③教育・保育施設と地域型保育事業者及び学校等との連携の推進 ④育児休業後等における特定教育・保育施設の円滑な利用支援 ⑤県が行う施策との連携 ⑥労働者の職業生活と家庭生活の両立支援施策との連携
2 総合的な子育て支援の推進とこどもの育成支援	**(1)親子の健康支援の推進** ①安心して妊娠・出産ができるための支援体制の強化 ②乳幼児の健やかな発育支援と子育て支援の体制強化 ③学童期と思春期から成人期に向けた保健対策の推進
	(2)地域における子育て支援の充実
	(3)子育てに係る費用の負担軽減の推進 ①医療費助成等による負担軽減の推進 ②こどもと子育て家庭の生活支援の推進
	(4)仕事と家庭生活の両立支援と子育てしやすい環境づくりの推進 ①子育て力の育成支援の推進 ②子育てしやすい職場づくりの支援
	(5)こどもの学びと成長を支援する取組の推進 ①こどもの学びと成長を応援する取組の推進 ②こどもの居場所づくりとこどもに寄り添う支援の推進
	(6)支援や関わりが必要なこども・子育て家庭の支援 ①ひとり親家庭の自立支援の充実 ②障がい・発達で支援が必要なこどもの支援 ③児童虐待防止対策等の推進
3 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進	**(1)基本方針**
	(2)重点的に取り組む項目 ①教育支援 ②生活支援 ③経済的支援 ④保護者の就労支援 ⑤支援ネットワークの強化

4 計画の内容

基本目標1 教育・保育サービスと地域子ども・子育て支援事業の推進

（1）教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は教育・保育提供区域を設定することになっています。本市では、第1期計画より市内1区域としており、本計画期間においても1教育・保育提供区域を継続して設定します。

（2）教育・保育の見込み量と提供体制

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和6年4月1日施行）」に基づき、令和7年度から5年間の見込み量と提供体制を示します。アンケート調査および近年の利用状況を踏まえ、1号認定及び2号認定は微減を見込み、3号認定は利用率の高まりを踏まえて利用者数を見込み提供体制を確保します。

（人）

区　分	年　齢	主な利用施設		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	3～5歳（教　育）	幼稚園 認定こども園	量の見込み	393	372	346	319	317
			提供体制	453	425	395	347	346
2号認定	3～5歳（保　育）	保育所 認定こども園	量の見込み	875	825	769	710	704
			提供体制	912	869	812	763	763
3号認定	0 歳	保育所 認定こども園 小規模保育施設	量の見込み	121	120	118	115	114
			提供体制	123	123	123	121	121
	1 歳		量の見込み	171	185	182	179	175
			提供体制	220	223	226	226	226
	2 歳		量の見込み	225	212	221	220	219
			提供体制	236	222	239	236	232

（参考）こどもの数の推計

（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0 歳	333	331	329	323	321
1 歳	329	344	342	340	333
2 歳	344	324	338	336	334
3 歳	429	349	330	343	341
4 歳	416	431	351	332	345
5 歳	424	420	434	354	335

（住民基本台帳人口をもとにコーホート変化率法で推計）　※各年4月1日現在

(3) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制等

子ども・子育て支援法第59条に基づき、子育て家庭等を対象として、「地域子ども・子育て支援事業」を実施します。第3期計画期間における各事業の見込み量に対する提供体制は、次のとおりです。

事業名／内容		単位	提供体制				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①利用者支援事業 子育て家庭や妊産婦の身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との調整等を実施する事業です。		か所	1	1	1	1	1
②延長保育事業(時間外保育事業) 保育施設において、通常保育の前後の時間に、従来の預かり時間を延長して保育を実施する事業です。		人	600	600	600	600	600
③実費徴収に係る補足給付を行う事業 世帯の所得状況を勘案し、保護者が保育施設等に支払う実費負担分の一部を助成することで、経済的な負担の軽減を図ります。		人	—	—	—	—	—
④多様な事業者の参入促進・能力活用事業 教育・保育ニーズに対応する多様な事業者の能力を活用するため、事業者に対する助言・指導等の支援策を講じます。		件	—	—	—	—	—
⑤放課後児童健全育成事業(児童クラブ) 保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です。		人	1,422	1,376	1,336	1,297	1,232
⑥子育て短期支援事業 保護者が身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合、児童養護施設等において養育・保護を行う事業です。		延人	110	110	110	110	110
⑦乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。		延人	333	331	329	323	321
⑧養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。		人	3	3	3	3	3
⑨地域子育て支援拠点事業 妊婦や子育て中の親子が気軽に集い、子育ての不安や悩みを解消するため、地域の身近な場所でふれあいや交流、育児相談などを行う事業です。		延人	21,930	21,778	21,996	21,778	21,538
⑩一時預かり事業 保護者の病気やケガ、育児疲れ等の理由により、家庭での保育が一時的に困難となった場合に、認定こども園、保育所(園)、幼稚園等において一時的にこどもを預かる事業です。	幼稚園型	延人	20,920	19,930	18,627	17,505	17,505
	幼稚園型以外	延人	985	952	919	878	870

事業名／内容	単位	提供体制				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
⑪病児保育事業 入院加療の必要のない病中のこどもや、病気の回復期ではあるが集団保育が難しい状態にあるこどもを、保護者が家庭で保育できない場合に、医療機関や保育施設等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。	延人	3,941	3,809	3,679	3,513	3,480
⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 子育ての手助けが必要な方（利用会員）と子育ての手助けができる方（提供会員）の会員制により、こどもの一時預かりや保育所等への送迎など、地域で子育てを支援する仕組みです。	延人	423	428	433	438	443
⑬妊婦に対して健康診査を実施する事業 妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導とともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	延人	3,996	3,972	3,948	3,876	3,852
⑭子育て世帯訪問支援事業 要支援児童・要保護児童及びその保護者、特定妊婦、ヤングケアラーのいる家庭等を対象に訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。	延人	360	360	360	360	360
⑮児童育成支援拠点事業 養育環境の課題（虐待リスク、不登校等）を抱える主に学齢期の児童生徒を対象に、こどもの居場所となる拠点を開設し生活の場を与えるとともに、こどもや保護者の相談等を行う事業です。	人	25	25	25	25	25
⑯親子関係形成支援事業 要支援児童・要保護児童及びその保護者等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とした、こどもの発達状況等に応じた支援を行う事業です。	人	30	30	30	30	30
⑰妊婦等包括相談支援事業 妊娠・出産・子育てに関する情報や相談窓口をわかりやすく提供し、先を見据えた子育てを行えるように支援を行う事業です。	人	666	662	658	646	642
⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 保育所等に未就園の生後6か月～3歳未満の児童が、1か月あたり10時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用できる通園制度です。	人/日	12	14	14	14	14
⑲産後ケア事業 出産後1年以内の母子に対して、施設でサポートを受ける日帰り型と宿泊型、自宅で受ける訪問型により、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等を行う事業です。	日	131	131	131	131	131

基本目標2

総合的な子育て支援の推進と こどもの育成支援

（1）親子の健康支援の推進

①安心して妊娠・出産ができるための支援体制の強化（12事業）

妊娠前から経済的支援と相談支援を組み合わせた包括的な支援体制を整備し、安心して妊娠・出産ができる環境を整備します。個々の妊婦の不安等に早期に対応し必要なサポートにつなげられるよう、周産期における相談支援と妊娠期及び出産前後の親子の健康づくりを支援します。

②乳幼児の健やかな発育支援と子育て支援の体制強化（11事業）

妊娠期から子育て期まで、関係機関が連携し、切れ目のない支援ができる体制整備に取り組み、こどもの発育・成長にあわせて必要な支援ができるよう体制の充実を図ります。

③学童期と思春期から成人期に向けた保健対策の推進（2事業）

こどもの成長段階に沿い、学童期・思春期の健康課題をとらえた健康支援施策を推進します。

（2）地域における子育て支援の充実

子育てに関する情報提供を充実するとともに、家庭での子育てを支援するため、親子が集まる場づくりと一時的な保育サービスを推進します。（3事業）

（3）子育てに係る費用の負担軽減の推進

①医療費助成等による負担軽減の推進（6事業）

保険料等の軽減や医療費の助成等を実施し、妊娠・出産期の負担軽減を推進します。

②こどもと子育て家庭の生活支援の推進（9事業）

児童手当の他、就学や通学に関する支援策を推進します。

（4）仕事と家庭生活の両立支援と子育てしやすい環境づくりの推進

①子育て力の育成支援の推進（1事業）

保護者の子育て力の育成を支援するとともに、市民・事業所など地域の子育て力を高め、こどもの育ちを地域で応援できるように、家庭教育学級を実施します。

②子育てしやすい職場づくりの支援（2事業）

市民・市内企業に、ワーク・ライフ・バランスや仕事と子育ての両立支援に関する啓発や情報提供を継続して推進するとともに、「キラリかさま優良企業認定制度」の普及を図ります。

（5）こどもの学びと成長を支援する取組の推進

①こどもの学びと成長を応援する取組の推進（3事業）

生きる力を身につける教育を推進するとともに、多様な学びの場を提供します。

②こどもの居場所づくりとこどもに寄り添う支援の推進（7事業）

学校や教室以外のこどもの居場所や相談できる場所を確保するとともに、こどもが声をあげられる場づくりについて検討します。

（6）支援や関わりが必要なこども・子育て家庭の支援

①ひとり親家庭の自立支援の充実（4事業）

ひとり親家庭の状況に応じ、相談支援や経済的支援、生活支援、保護者の就労支援などを推進し、自立を促進します。

②障がい・発達で支援が必要なこどもの支援（17事業）

障がい・発達等で支援が必要なこどもが成長段階にあわせて地域で育ち学ぶことができるように、療育支援と生活支援・教育支援を推進します。

③児童虐待防止対策等の推進（4事業）

児童虐待の課題をはじめ、ヤングケアラーや引きこもり等の問題を含め社会的養護を必要とするこどもと家庭等の抱える様々な課題に地域で気づき、相談、見守りや支援をつなげられる体制を強化します。

取組・事業

（1）親子の健康支援の推進

①安心して妊娠・出産ができるための支援体制の強化

- プレコンセプションケア推進事業
- 若年がん患者等妊孕性温存療法等助成
- 生殖補助医療費等助成
- 不育症検査・治療費助成
- 妊婦のための支援給付
- かさママサロン
- マタニティクラス
- 要支援妊産婦への個別支援とサポートプランの作成
- 多胎児ピアサポート事業
- 父親の育児支援
- 産後うつの予防・支援
- 身障者等用駐車場利用証の交付

②乳幼児の健やかな発育支援と子育て支援の体制強化

- 新生児聴覚検査費用の助成
- 離乳食教室
- 親子サロン
- 2歳児キッズクラス
- 乳幼児健康診査
- 乳幼児・家庭訪問指導
- 発達相談支援事業
- 医療的ケア児に対する相談支援
- 予防接種事業
- ブックスタート
- おはなし会

③学童期と思春期から成人期に向けた保健対策の推進

- いのちの教育・思春期教育
- 学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の教育

（2）地域における子育て支援の充実

- 子育て支援ポータルサイト「かさまぽけっと」の運営
- 児童館運営事業
- ママ・リフレッシュ事業

（3）子育てに係る費用の負担軽減の推進

①医療費助成等による負担軽減の推進

・未熟児養育医療事業
・出産育児一時金
・医療福祉費支給制度（マル福）
・産前産後期間の国民健康保険税の軽減
・産前産後期間の国民年金保険料の免除
・国民健康保険税における子どもに係る均等割の軽減措置・減免措置

②こどもと子育て家庭の生活支援の推進

・在宅育児応援給付金
・エコランドセル配布
・高校生等生活応援事業
・児童手当
・制服等購入費支援事業
・第三子給食費無償化事業
・就学援助
・通学支援事業
・学校給食費負担軽減事業

（4）仕事と家庭生活の両立支援と子育てしやすい環境づくりの推進

①子育て力の育成支援の推進

・家庭教育学級

②子育てしやすい職場づくりの支援

・「キラリかさま優良企業認定制度」の普及
・再就職に向けた就業支援

（5）こどもの学びと成長を支援する取組の推進

①こどもの学びと成長を応援する取組の推進

・寺子屋事業
・学力向上支援事業
・英語教育強化推進事業

②こどもの居場所づくりとこどもに寄り添う支援の推進

・こどもの居場所拠点
・校内フリースクール
・教育支援室事業「ここから」
・家庭児童相談室
・こどもの意見聴取の取組
・こども食堂の支援
・スクールソーシャルワーカー配置事業

（6）支援や関わりが必要なこども・子育て家庭の支援

①ひとり親家庭の自立支援の充実

・児童扶養手当
・女性相談支援員の配置
・母子・父子家庭高等職業訓練促進費
・母子・父子自立支援員の配置

②障がい・発達で支援が必要なこどもの支援

・発達に関する総合相談
・幼児施設巡回相談
・親子フォローアップ事業
・児童発達支援事業所「まろん」
・医療的ケア児の支援体制の強化
・医療的ケア児保育支援事業
・学校における医療的ケア支援事業
・保幼小中特別支援連携事業
・特別支援教育支援員配置事業
・児童発達支援（障害福祉サービス）
・保育所等訪問支援（障害福祉サービス）
・放課後等デイサービス（障害福祉サービス）
・日中一時支援事業（地域生活支援事業）
・特別児童扶養手当
・障害児福祉手当
・在宅心身障害児福祉手当
・基幹相談支援センターによる相談支援

③児童虐待防止対策等の推進

・母子生活支援施設
・児童虐待防止啓発活動
・要保護児童対策地域協議会
・家庭児童相談室

基本目標3　こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

すべてのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく、将来に夢や希望をもって成長できる環境を整え、貧困による負の連鎖を断ち切ることができるよう、こどもと子育て家庭に様々な機関が関わり連携しながら、切れ目のない支援体制の充実を図ります。

基本方針

- **基本視点１**　親から子への貧困の連鎖を断ち切り、すべてのこどもが夢や希望を持てる社会を目指します。
- **基本視点２**　親の妊娠・出産期からこどもの社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築します。
- **基本視点３**　支援が届かない、または届きにくいこども・家庭に配慮して対策を推進します。
- **基本視点４**　地域社会全体で、支援の仕組みづくりを構築します。

重点項目

１．教育支援（8事業）

乳幼児期は様々な機関の事業を通して、貧困の兆候に気づき、見極め、関係機関との連携による社会全体での取り組みが重要です。学齢期はこどもたちの日中の居場所である学校を基盤に、安心して学び、学力・体力を養える環境の向上を図ります。あわせて、身近な地域での多様な居場所づくり、学びや遊びなど体験機会の確保などを行い、学び育つ環境づくりを進めます。

２．生活支援（19事業）

妊娠期から切れ目ない支援を行うとともに、家庭の成育環境を高めるため、寄り添い型の相談支援、生活支援に向けた取組を推進します。

こどもが自分らしく過ごせる時間と居場所づくりを進め、守るべきこども自身の権利を守るための支援に取り組みます。

３．経済的支援（20事業）

子育て費用や教育費用の負担軽減を図るための各種支援制度及び、安心して医療を受けられるように医療費等助成制度などの経済的支援等を継続して実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

４．保護者の就労支援（7事業）

ひとり親家庭の経済的自立に向けて、保護者の就労支援を関係機関と連携して取り組み、親の学び直しや職業訓練などの情報提供や相談支援に努めます。

５．支援ネットワークの強化（6事業）

実態把握と相談機能の連携強化を図るため、関係者相互のネットワークづくりと支援のコーディネート機能の確保により、包括的な支援体制の確立を目指します。

地域の関係団体との連携を強化し、多様な主体との協働または多様な主体の活動支援により、各種施策・事業の推進を図ります。

取組・事業

1．教育支援		
学びの場の提供	①2歳児キッズクラス ②親子フォローアップ教室 ③児童発達支援事業所「まろん」 ④児童発達支援（障害福祉サービス）	⑤寺子屋事業 ⑥学校生活学習支援事業 ⑦校内フリースクール ⑧教育支援室事業「ここから」
2．生活支援		
妊娠期から切れ目のない支援	①妊婦等包括相談支援事業 ②かさママサロン ③赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	④乳幼児健康診査 ⑤子育て世帯訪問支援事業 ⑥家庭児童相談室
保護者への支援	①地域子育て支援拠点事業 ②多様な保育体制 ③養育支援訪問事業	④親子関係形成支援事業 ⑤子ども家庭総合支援拠点事業
こどもの育ちを支える生活支援	①母子生活支援施設 ②子育て短期支援事業 ③ひきこもりサポート事業 ④こどもの居場所拠点	⑤スクールソーシャルワーカー配置事業 ⑥児童館運営事業 ⑦ヤングケアラーの支援 ⑧民間シェルター事業
3．経済的支援		
妊娠・出産に対する支援	①出産育児一時金	②妊婦のための支援給付
家庭生活を支える支援	①生活保護による支援 ②在宅育児応援給付金 ③児童手当 ④児童扶養手当	⑤ＪＲ通勤定期券割引 ⑥医療福祉費支給制度（マル福） ⑦公営住宅子育て世帯支援事業
教育・保育費に対する支援	①実費徴収給付事業 ②多子世帯保育料軽減事業 ③要保護世帯における保育料の軽減 ④エコランドセル配布 ⑤通学支援事業 ⑥制服等購入費支援事業	⑦学校給食費負担軽減事業 ⑧第三子給食費無償化 ⑨ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減 ⑩就学援助 ⑪高校生等生活応援事業
4．保護者の就労支援		
困窮家庭・ひとり親家庭への支援	①母子・父子家庭高等職業訓練促進費 ②生活困窮者自立支援事業	③ひとり親家庭の親への就労支援
子育て・仕事の両立支援	①延長保育事業（時間外保育） ②病児保育事業	③児童クラブ運営事業 ④再就職に向けた就業支援
5．支援ネットワークの強化		
地域活動の支援	①ケース会議 ②民生委員・児童委員との連携	③こども食堂の支援 ④社会福祉協議会との連携
関係機関との連携	①児童虐待防止啓発活動	②要保護児童対策地域協議会

第3期 笠間市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

（令和7年度～令和11年度）

笠間市こども部こども福祉課・こども政策課